

# 1623年のアンボイナ虐殺事件

2021年11月24日

竹本 修文 (37回)

## はじめに

本年11月18日に投稿した、「1621年 バンダ諸島での虐殺」で、オランダ**東インド会社**（オランダ語の略号 **VOC**）の**クーン総督**（Jan Pieterszoon **Coen**）は、バンダ諸島の部族長以下の反抗的なバンダ人を虐殺する為に VOC 本部があるバタビア（現ジャカルタ）から 80～100 名の日本人傭兵を連れて行き、ネイラ島の要塞近くに処刑場を作って、日本人傭兵 6 名に、斬首・八つ裂き（注 1）の処刑を執行させた。筆者は「これだけ」大勢の腕利き侍を採用できたのは、山田長政の軍隊ではないか？」と記載したが、**3.2 項**で述べるように、早速訂正しなければならなくなり、文献で確認した。

本年9月20日の「フェルメールとオランダ雑感」では、「オランダは現アメリカのニューヨーク州のマンハッタン島に、ニューアムステルダムと言う城郭都市を建設し、そこにオランダ**西インド会社**を設立した」事を紹介したが、今回のテーマの **1623 年のアンボイナ虐殺事件**がヨーロッパで広く知られる事になり、オランダはその責任をとってイギリスに多額の賠償金と共にマンハッタン島を譲渡し、イギリスはニューアムステルダムをニューヨークと改名して、城郭都市の城壁（wall）を撤去して Wall Street と言う名前の街路にし、現在の金融街ウォールストリートとして発展した。

世界でインドネシアのバンダ島でしか産出しないナツメグ等の香辛料を独占すべく、オランダはインドネシアでイギリスと戦い、ヨーロッパで英蘭戦争を戦い、アメリカ大陸で賠償を払うなど、近代の初めからグローバルな戦いであった。日本人は中世のような傭兵で参加し、「拷問による**自白だけで裁判を行なった**」事の是非がオーストラリアの大学の法学の教材にもなっている。

注 1：原文は Quartering, 「quarter は 1/4、四つに分ける」なので、quartering は四つ裂きだが、日本語では八つ裂きになるのは何故だろう？

## 第 1 章 アンボイナ事件の概要

### 1.1 アンボイナ Ambon 要塞 図 1



### 1.2 アンボイナ事件の概要（出典：日本語版ウキペディア URL: [アンボイナ事件 - Wikipedia](#)）

アンボイナ(Amboyna=Ambon)島にも、傭兵として勤務する日本人がいた。1623年2月10日の夜、イギリス東インド会社の日本人平戸出身の傭兵・**七蔵**がオランダの衛兵らに対し、城壁の構造や兵の数についてしきりに尋ねていた。これを不審に思ったオランダ当局が、七蔵を拘束して**拷問**にかけたところ、「**イギリスが砦の占領を計画している**」と、自白。直ちにイギリス東インド会社商館長ガブリエル・タワーソン(Gabriel Towerson)ら 30 余名を捕らえ、彼らに火責め、水責めなどの凄惨な拷問を加え、これを認めさせた。3月9日、当局はタワーソンをはじめ**イギリス人 9 名、日本人 11 名、ポルトガル人 1 名**を斬首して、同島におけるイングランド勢力を排除した。（筆者：下線部は諸説あり 5.6 項で補足する）

実際にイングランドが襲撃を実行しようとしていたという自白の信憑性は低いものと考えられており、事件当時オランダ東イ

ンド会社総督であったヤン・ピーテルズゾーン・クーンは、自国の貿易独占を主張し、本国政府の対応を弱腰と非難していた為、事件は彼の仕組んだ陰謀であるとの説もある。

この事件はイギリスにも伝わり、両国間で進行していた東インド会社合併交渉は決裂、東南アジアにおけるイギリスの影響力は縮小し、オランダが支配権を強めた。しかし、かつて同量の金と交換されたこともあったほどの高級品だった香料の価格は、イギリスが産地をアジア各地及び中米に拡大した事で次第に下落。それに伴い、オランダの世界的地位も下がり、海外拠点でインド、イラン（サファヴィー朝）へ求めたイングランドは、良質な綿製品の大量生産によって国力を増加させていった。

1652 年、第一次英蘭戦争の 2 年後、事件発生から 31 年後の 1654 年には、オリバー・クロムウェル護国卿下のウエストミンスター講和条約(Treaty of Westminster) で、オランダが 30 万ギルダー（8 万 5000 ポンド）の賠償金と米国のマンハッタン島を支出することで決着した。ガブリエル・タワーソン等の相続人には 3,615 ポンド支払われた。



## 第 2 章 1621 年から 1623 年の様子

### 2.1, 11 月 18 日投稿の「1621 年のバンダ諸島の虐殺」で引用したウィラード・A・ハンナ氏の文献 Indonesian Banda

によると、1621 年 5 月 8 日のバンダ島の虐殺の事は、バンダ島のイギリス人に知れることになった。オランダ軍はバンダ人襲撃に当たり、イギリス人にも参加を誘ったが断われた。その結果、VOC のクーン総督はイギリス人に、「今後はお前達はバンダ人並みの扱いとする」と宣言した。そして、オランダ人と日本人で構成された分隊が島の香辛料を保管している工場を奪取し、工場働いていた労働者を逮捕し、その場で 3 人の中国人を斬首し、頭を生き残っている逮捕者の足元へ転がした。残った逮捕者は要塞の城壁の上を歩かされ、森を通過して海岸に出て、鎖でつながれて船に閉じ込められた。

### 2.2, クーン総督は、人気(ひとけ)が無くなり生産活動も止まった島々を獲得した現状に気づいて、次の段階に移行した。

彼はバタビアに帰り、「VOC は、バンダ島に永住して VOC の為に香辛料の栽培に携わる事を希望する者には土地を与える」と宣言した。即刻、VOC の軍隊や貿易を支持している者が希望してきたが、「条件は土地を良好な状態で維持し、収穫物を固定価格で VOC に納め、失敗すると没収する規則」だった。辞める場合は VOC の了解を得て、手続きに 25% 支払う契約だった。結局、彼らを奴隷として働かせる状態を継続した。

### 第3章 日本人傭兵

(参考文献：オーストラリアのモナシュ Monash 大学教授, Dr. Adam Clulow が中心にまとめた法科学学生用のアンボイナ共謀裁判 *The Amboyna Conspiracy Trial* という教材に記載されている。URL: [Amboyna](#) )

#### 3.1 アンボイナの日本人傭兵

アンボイナ事件の裁判では日本人傭兵の出席が非常に重要であった。

裁判では、アンボイナ要塞の城壁の上に、七造と 10 人の日本人傭兵が引き出された時に、論争に火が付き、その結果 1623 年 3 月 9 日に処刑された。彼らを裁判に引き出すのが重要な事は明らかだった。しかし、東南アジアにおける日本人傭兵の歴史、オランダ東インド会社が彼らをどのようにして雇ったか、そしてアンボイナで彼らに何が起きたかは調べがなされているが、彼らがアンボイナで何をしたのか、驚くほど説明が無視されている。

#### 3.2 日本での傭兵の採用

17 世紀初頭、関ヶ原や大坂の陣などで敗れた侍が浪人として東南アジアに渡って傭兵として職を探していた。シャムでは何代にも亘って王が大勢を雇って分遣隊を編成していたし、フィリピンではスペイン人の支配者に代わって暴れまわる中国人に対処するために日本人傭兵を雇っていた。またカンボジアでは、外部からの侵略を防ぐために日本人傭兵を雇っていた。

しかし、VOC の場合はユニークだった。彼らは徳川将軍の認可の下で数百人の傭兵を直接雇用する仕組みを作っていた。最初は 1613 年で、VOC は東南アジアでオランダに代わって戦争をする為に数百人の兵士を雇った。

1623 年までの次の 10 年間に西日本の平戸に拠点<sup>①</sup>を設けて更に数百人を雇用した。彼らは駐屯地での守備業務に加えて、VOC が東南アジアで戦った 1613 年のスペイン軍のティドレ島の要塞、1615 年 5 月のバンダ諸島、更に 1619 年のジャカルタ包囲、最後に 1621 年のバンダ島の残虐な征服で活躍した。

### 第4章 アンボイナ共謀裁判 The Amboyna conspiracy trial

(参考文献：第3章と同じ Dr. Adam Clulow のアンボイナ共謀裁判 *The Amboyna Conspiracy Trial* )

#### 4.1 被告人

以下に、被告人 28 名のリストを記載する。①～⑳は被告人番号で、〇〇/××は 1623 年の〇〇月××日を表す。28 人中日本人は、①～⑪の 11 人、英国人は⑫～㉘の 17 人である。英国人の中には、処刑されなかった者もある。処刑執行は、**日本人傭兵**に行わせており、日本人が日本人を処刑している。

(筆者注：図5の処刑人は日本人には見えない)

#### 4.2 告訴状 accusation に記載された日本人傭兵 11 名の名前

「何人かはまともに文字が書けないが・・・although some were clearly not literate・・・オランダ人書記官が苦勞して漢字を当てた」と記載されているが、筆者には正しいと思えない。また、Sidney と Peter は明らかにキリスト教の聖人名であり、これら両名は長崎で生まれてキリスト教の洗礼を受け、**洗礼名**を使用していたと思う。

- Hytieso, age 24, born in Hirado (七蔵)
- **Sidney** Migiell, age 23, born in Nagasaki
- **Peter** Congi, age 31, born in Nagasaki
- Soysimo, age 26, born in Hirado
- Thome Corea, age 50, born in Nagasaki
- Tsiosa, age 32, born Hirado (長左)
- Quiendayo, age 32, born in Karatsu (久太夫)
- Sinsa, age 32, born in Hirado (神三)



- Tsauinda, age 32, born in Chikugo (左兵太)
- Zanchoo, age 22, born in Hizen (三忠)
- Sacoube, age 40, born in Hirado (作兵衛)

#### 4.3 被告人一覧表

オランダ人が当時使われていた英語で全員の調書を作成しており、URL: [Amboyna](#) で閲覧できるが解読が困難。

下記の一覧表は筆者が独自の解釈で表にしたものである。

| 被告人番号  | 自白による名前、生誕地、年齢、職業、出身国、及び尋問方法  |            |      |    |     |         |
|--------|---|------------|------|----|-----|---------|
| 尋問日    | 名前  | 生まれ        | 年齢   | 職業 | 出身国 | 尋問      |
| ① 2/23 | Hytieso 七蔵  | 平戸         | 24 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ② 2/24 | Sidney Migiell  | 長崎         | 23 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ③ 2/24 | Peter Congi   | 長崎         | 31 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ④ 2/24 | Soysimo   | 平戸         | 26 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑤ 2/24 | Thome Corea   | 長崎         | 50 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑥ 2/24 | Tsiosa  | 長崎         | 32 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑦ 2/24 | Quiendayo   | 唐津         | 32 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑧ 2/24 | Sinsa   | 平戸         | 32 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑨ 2/24 | Tsauinda  | 筑後         | 32 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑩ 2/24 | Zanchoo   | 肥前         | 22 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑪ 2/25 | Sacoube   | 平戸         | 40 歳 | 侍  | 日本  | 水責め     |
| ⑫ 2/25 | Abel Price  | Wales      | 24 歳 | ?  | 英国  | 水責め     |
| ⑬ 2/25 | Timothy Johnson   | New Castle | 29 歳 | ?  | 英国  | 水責め     |
| ⑭ 2/26 | Robert Brown  | Edinburgh  | 24 歳 | ?  | 英国  | 水責め     |
| ⑮ 2/27 | John Fardo  | ?          | 42 歳 | 執事 | 英国  | 水責め     |
| ⑯ 2/27 | Edward Collins  | ?          | 25 歳 | 商人 | 英国  | 不明      |
| ⑰ 2/27 | John Beaumont   | パークシャー     | 48 歳 | 商人 | 英国  | 水責め     |
| ⑱ 2/27 | Ephraim Ramsey  | スコットランド    | 21 歳 | 不明 | 英国  | 拷問無し    |
| ⑲ 2/27 | John Sadle  | London     | 18 歳 | 不明 | 英国  | 拷問無し    |
| ⑳ 2/27 | William Griggs  | ベドフォード     | 28 歳 | 商人 | 英国  | 水責め     |
| ㉑ 2/27 | John Clark  | Ordington  | 36 歳 | 不明 | 英国  | 拷問無し    |
| ㉒ 2/27 | William Webber  | Devon      | 22 歳 | 不明 | 英国  | 拷問無し    |
| ㉓ 2/27 | George Sharrock   | Chester    | 31 歳 | 不明 | 英国  | 水責め     |
| ㉔ 2/28 | Samuel Coulson  | New Castle | 39 歳 | 不明 | 英国  | 水責め     |
| ㉕ 2/28 | Gabriel Towerson  | London     | 49 歳 | 商人 | 英国  | 火責め・水責め |
| ㉖ 3/1  | Emmanuel Thompson   | ?          | 50 歳 | 商人 | 英国  | 水責め     |
| ㉗ 3/3  | John Weatherall   | Glaston    | 31 歳 | 不明 | 英国  | ?       |
| ㉘ 3/5  | <a href="#">Coulson proclaims his innocence in his psalm book</a> 生まれ：? 出身国：英国、尋問：? |            |      |    |     |         |

#### 4.4 被告人と尋問日

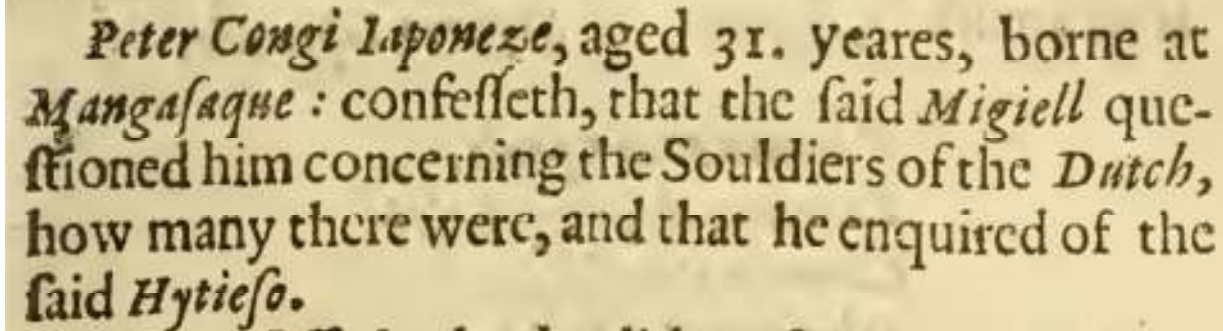
- (1) 尋問日： 1623 年 2 月 23 日から 3 月 5 日 の 15 日間
- (2) 裁判： 3 月 8 日に尋問結果を Advocate-Fiscal(?裁判人 5.2 項参照)Isaaq De Bruyn が判定
- (3) 処刑： 3 月 9 日に処刑執行されている。

## 第5章 補足資料

この裁判ではオランダの政権が、イギリス人商人と日本人傭兵の団が遠く離れた現在のインドネシアの島の要塞を占領すべく企み、抵抗する者を無差別殺害した、と非難している。法科学者諸君は、この裁判の陪審員です。原告と被告の両方の主張をよく聞き、証拠を評価し、アジアに於けるヨーロッパ人の進出、香辛料獲得競争、拷問と水責めに対する政治的見解を学びながら、判決を出してください。原文の URL : [Overview | Amboyna](#)

### 5.1 調書の一例 4.3 項「被告人一覧表② Peter Congi の自白調書」

#### (1) 図3 原文



*Peter Congi Iaponeze, aged 31. yeares, borne at Mangasaque : confesseth, that the said Migiell questioned him concerning the Souldiers of the Dutch, how many there were, and that he enquired of the said Hytieso.*

*He confesseth, that he did consult as the other Iaponezes did with the English, concerning the delivrie of the Castle, and he promised his service therein. Thus confessed the 24. of February 1623. in the Castle of Amboyna. The marke of Peter Congi.*

#### (2) Dr. Adam Clulow の現代英語へ翻訳

DAY 2 The Confession of Peter Congi Occupation: Japanese soldier Born in Nagasaki, Japan  
Age: 31 years Torture Status: Tortured with water

### 5.2 拷問と裁判

アンボイナ事件の共謀裁判の事は 1624 年 5 月にヨーロッパに伝わり、苦い論争の出発点になった。そして数百年の間、イギリスとオランダの著述家が、共謀者の可能性があるのは誰々で、誰が有罪で、誰が無罪だ・・・と声を上げて来た。激論が続いた理由の 1 番目は、法的な進め方がデタラメで裁判を取り仕切った Advocate-fiscal Issaq de Bruyn 氏に非難が集中した事だった。2 番目は、自白を引き出すのに拷問を行った事、特に国際的な裁判で初めて水に抛る拷問、即ち「水責め (waterboarding)」が行われた事だった。両派は水責めの合法性と有効性で激論を交わしたが、現代のプッシュ政権でガンダナモや CIA の敷地で行われてきた「強化尋問」に対する世界の非難と同様と想像される。

### 5.3 Advocate-Fiscal とは、法廷弁護士のような役職者か？

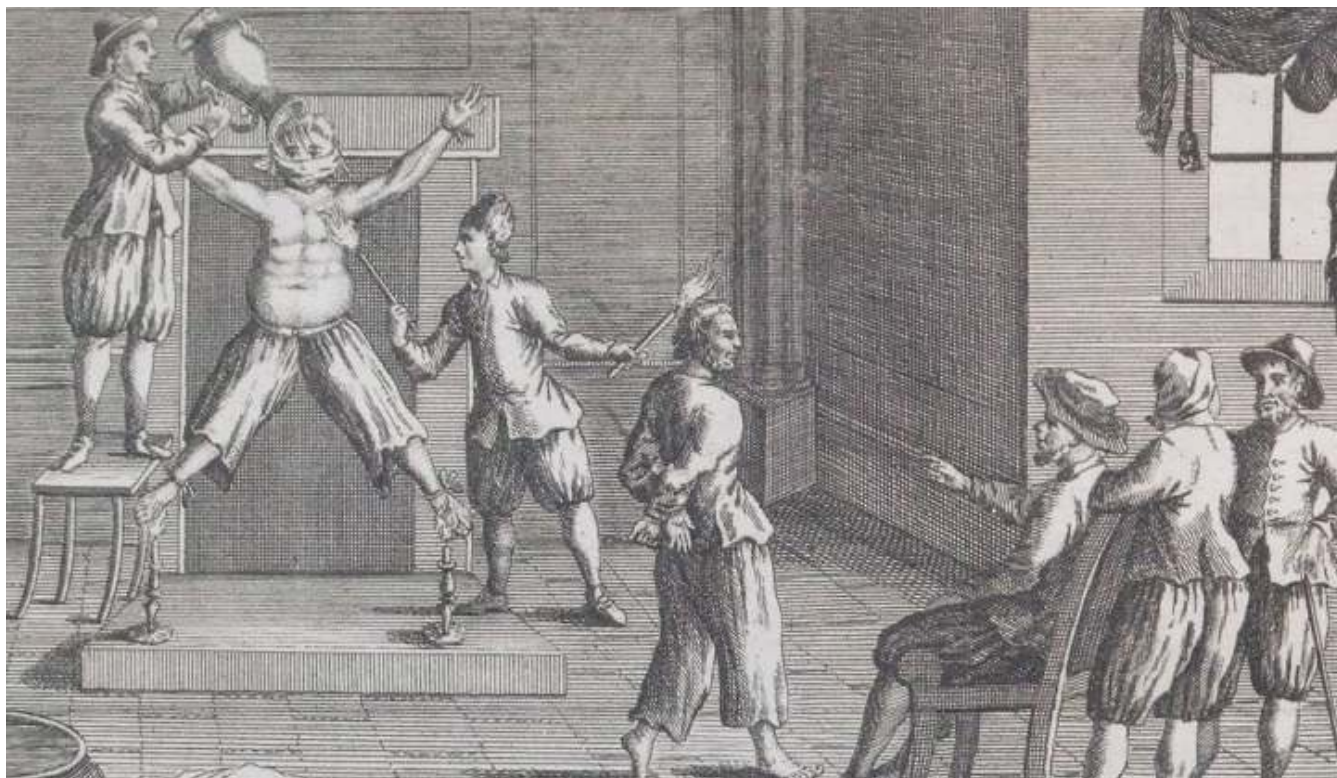
アンボイナ裁判は約 2 週間続いた。アンボンの上級法務官で法廷弁護士の Isaaq de Bruyn が取り仕切った。彼はアジアへ来たばかりで、オランダ語で法律専門家または博士で、法律専門家を意味する (doctor ende rechtsgeleerde) という肩書だった。しかし、問題は、彼は驚くほど無能と思われる事であった。VOC は危険な長旅でアジアに来る経験豊かな法務官をやっと探したが、Isaaq de Bruyn は違っていた。何故なら、裁判から 10 年経ってからイギリス人の批評家から多くの間違いが指摘された。何十年も激論の原因になった Isaaq de Bruyn の能力不足の見本は、アンボイナに於ける虐殺共謀事件の自白と判決の重要な書類の中で簡単に示すことができる。これらは、当時の普通の裁判では普通に行われていた手順を飛ばしている事である。



## 5.4 オランダの法律と拷問

アンボイナに於ける裁判の法的手続きの査定を進めるに当たって重要な問題の一つは、法律などの法的な規則や理論と実際に行われる実践の間にしばしば存在する相当なギャップである。何世紀もの間イギリス人著述家はオランダの司法にも違反していると非難してきたが、現実はもっと複雑である。当時はオランダの植民地やオランダ共和国や多くのヨーロッパの中では拷問は合法だった。しかしながら、拷問を実施する前には、更なる追加の証拠（Half-proof と呼ばれる）が要求されるのが一般的である。

## 5.5 図4、水責めと火責め



## 5.6 処刑

図5



本稿で引用した処刑された人数は、下記の通り3か所である。人数に違いがあるが、原因は不明。処刑人は日本人ではない。

- (1)、1.2項には、「イギリス人9名、日本人11名、ポルトガル人1名を斬首」とある。
- (2)、4.1項には、「以下に、被告人28名のリストを記載する。  
①～⑳は被告人番号で、〇〇/××は1623年は〇〇月××日を表す。28人中日本人は、①～⑪の11人、英国人は⑫～㉔の17人である。英国人の中には、処刑されなかった者もいる。処刑執行は、日本人傭兵に行わせており、日本人が日本人を処刑している。
- (3)、図5の脚注には、イギリス人10人、日本人9人、ポルトガル人1人

以上